

教育カードローン・カード規定 新旧対比表

(下線部:改定箇所)

改 定 前	改 定 後
<p>14. (規定の変更)</p> <p><u>この規定が変更された場合には、変更後の規定により取扱います。</u></p>	<p>14. (規定の変更)</p> <p>(1) <u>当行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要性が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定にもとづいて、変更できるものとしします。</u></p> <p>(2) <u>当行は、第 1 項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとしします。</u></p>